

マイナンバーカードの申請を受け付けています!

市は、マイナンバーカードの申請を受け付けています。同カードを作成いただくと、住民票や印鑑証明書などをコンビニで取得できたり、本人確認の際の身分証明書として利用できたりと大変便利です。詳しくは、窓口サービス課(☎47-8764)へ。

<申請方法>

交付申請書に顔写真を添付して、返信用封筒に入れてポストへ投函してください。交付申請書のQRコードから、インターネットによる申請もできます。

交付申請書がない場合や、申請方法が分からない場合は、窓口サービス課の窓口をご利用ください。



申請者	原則本人のみ ※代理申請を希望する場合はご連絡ください
必要書類	①通知カード ※紛失して手元にない場合はご連絡ください ②住民基本台帳カード(お持ちの人のみ) ③写真(縦4.5cm×横3.5cm) ※正面・無帽・無背景で、直近6か月以内に撮影したもの。白黒の写真でも可 ④次の本人確認書類(AまたはB) A 官公庁発行で顔写真付きの書類(原本)の場合…1点 運転免許証、住民基本台帳カード(顔写真付き)、パスポート、身体障害者手帳、在留カード など B 顔写真なしの書類(原本)の場合…2点 健康保険証、介護保険証、医療受給者証、年金手帳、預金通帳、学生証など

8/20~10/31 期間限定サービスを実施します!

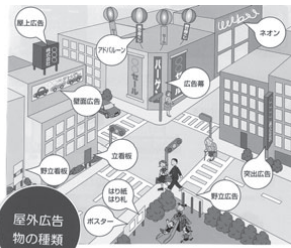
- ▷希望者には、申請時にその場で顔写真を撮影します
- ▷①~④の必要書類がすべて揃っていれば、来庁は申請時のみで、後日自宅へマイナンバーカードを郵送します

屋外広告物の申請と調査にご協力ください

良好な景観を守るとともに、倒壊などによる事故を防止するため、広告塔・壁面広告・屋上広告などの屋外広告物を設置するには、条例によりあらかじめ市の許可を受ける必要があります(一定面積以下の自家広告物を除く)。

屋外広告物を設置する場合は、事前に許可申請の手続きを行ってください(許可には手数料が必要)。

また、市では、屋外広告物の設置状況を把握するための調査を行います。調査では、市から委託を受けた調査員が、写真撮影を行い、必要に応じて事業主へ説明のうえ、店舗や事務所などの屋外広告物を測量します。



調査結果に基づき屋外広告物の許可申請手続きを依頼しますので、ご理解とご協力をお願いします。

【問合せ】都市計画課(東庁舎2階、☎47-8694)

ファミリーサポートセンター 提供会員養成講座

育児の援助を受けたい人(依頼会員)が、援助を行いたい人(提供会員)から、子どもの預かりや送迎などの支援を受けることができる「ファミリーサポートセンター」。同センターは、育児の援助に興味がある人や提供会員向けの養成講座を開催します。

- ▶とき/9月13・20・27日<全3回> いずれも金曜日の午前9時~午後0時10分
- ▶ところ/奥の細道むすびの地記念館2階多目的室1
- ▶定員/30人(先着順)
- ▶備考/託児あり(無料、先着10人)
- ▶申込/8月15日から、同センター(キッズピアおおがき交流サロン内、☎82-4120)へ



案内

慰霊友好親善事業

日本遺族会は、戦没者の遺児を対象に、戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼や同地域の住民と友好親善を図る、慰霊友好親善事業の参加者を募集します。詳しくは、同会事務局(☎03-3261-5521)へ。

強化週間「子ども的人権110番」

- *とき/8月29日(木)~9月4日(水) 平日=午前8時30分~午後7時、土・日曜日=午前10時~午後5時
- *内容/いじめ・体罰・虐待など、悩みを抱えている子どもたちの電話相談

ど、悩みを抱えている子どもたちの電話相談
*電話番号/☎0120-007-110
*相談員/人権擁護委員、法務局職員
*問合せ/岐阜地方方法務局大垣支局(☎78-3347)へ

違法な森林開発は「森林の不適正事案110番」へ

県は、違法な森林開発の早期発見のため、毎年8月を森林の不適正事案解消の強化月間とし、市町村などと協力しながら、重点的に合同パトロールを行っています。



森林で不審な伐採、採掘、建築物などを発見した場合は、「森林の不適正事案110番」(西濃農林事務所林業課内、☎73-1111 内線393)へ。

審議会を傍聴してみませんか

スポーツ推進審議会 担当:社会教育スポーツ課(☎47-8038)	
8/22(木) 10:30~12:00	市役所北庁舎北館1階 教育委員会室
・第2次教育振興基本計画(スポーツ分野)の策定について ほか	
公営企業等審議会 担当:水道課(☎47-8679)	
8/23(金) 13:30~15:00	市役所本庁舎2階 第1会議室
・上下水道の経営状況について ほか	
子育て支援会議 担当:子育て支援課(☎47-7064)	
8/28(水) 13:30~15:30	市役所本庁舎2階 第1会議室
・第3次子育て支援計画(骨子案)について ほか	
教育振興基本計画(文化振興分野)策定委員会 担当:文化振興課(☎47-8067)	
8/30(金) 13:30~15:00	市役所北庁舎北館2階 会議室
・教育振興基本計画(文化振興分野)の策定について	

10/31までに申請手続きをプレミアム付商品券(非課税の方)

市は、7月中旬に「プレミアム付商品券購入引換券」の申請書類を、対象となる可能性がある平成31年度の市民税非課税者に郵送しました。

10月31日(木)が期限となりますので、手続きをお願いします。詳しくは、プレミアム付商品券専用コールセンター(☎47-5773、平日の午前8時30分~午後5時15分)へ。

◆販売額/1冊4,000円(商品券5,000円分) ※1人5冊まで

- ◆利用期間/10月1日(火)~令和2年3月31日(火)
- ◆取扱店/市内全域の大規模小売店・ドラッグストア・その他飲食店など454店舗(7月26日現在) ※商品券取扱店の一覧は、申請場所で配布するほか市HPから確認可
- ◆とき/10月31日(木)までの平日、午前8時30分~午後5時15分
- ◆ところ/市民会館2階大会議室、上石津・墨俣地域事務所、各市民サービスセンター(休館日を除く)で受付 ※市役所本庁舎には申請会場を設けていません
- ◆備考/9月下旬の購入引換券送付時に、取扱店一覧も同封予定



一商品券取扱店